

**2016年度同志社大学大学院司法研究科**  
**転入学試験問題（B・Cコース）解説**  
**民法**

**【設問】**

問（1）

AはCに対して絵画甲の返還を求めため、どのような法的な主張をすることになるか、検討しなさい。

（解説） Aは私は絵画甲の所有者であった、いま、Cがそれを占有している。ので、所有権に基づいて返還請求をする。（Cは、Bから売買契約により取得したと抗弁。）そうすると、Aは、第三者Mの詐欺による意思表示であり、Bは第三者詐欺の事実を知っており、AはBに対してこの意思表示を取り消したので、売買契約は無効、Bは所有者ではなかったため、Cは絵画甲の所有権を取得していない。そこで、返還せよ。

**【設問】**

問（2）

Cはどのような事情を主張し、証明することで、Aの返還請求に対抗することになるか。Cの絵画甲のBからの取得がAの取消前であった場合と、Aの取消後であった場合と、二つの場合に分けて論じなさい。

（解説）

（1） 取消前に取得した場合　この場合には、第三者Cは民法96条3項の保護を主張できるので、第三者に当たること、詐欺の事情につき善意であることを主張・証明することになる。この証明が出来れば、Aは取消しをもってCに対抗できない。返還請求が出来ないことになる。

（2） 取消後に取得した場合　96条3項は、取消の遡及効から善意の第三者を保護する趣旨の規定であり、取消後の第三者には適用がない。もっとも、民法192条の適用があり、CはBの占有からBを所有者と信じて取得した旨を主張立証することで、所有権を取得することになり、Aの返還請求に対抗することが出来る。具体的には、192条の要件のうち、善意無過失、平穩公然は推定されているので、取引行為により取得した旨、現実の引渡により占有を始めた旨を主張立証することになる。過失をAの側が主張立証することになる。

**【設問】**

問（3）（配点：20点）

かりに、Cの主張が認められて、AがCから絵画甲を取り戻せないことが確定した場合、Aは誰に対してどのような内容の主張をして、絵画甲を失った損失の回復を図ることになるか検討しなさい。

（解説） AB間の売買契約が無効であることを理由に、不当利得返還請求をすることになる（損害賠償請求をすることも出来る）。この場合、根拠条文は、Bが悪意の不当利得であることに鑑

み、704条である。Bの得た利得＝損失と、Bからの賠償とが可能となる。転売代金である600万円ということになるか。

**【設問】**

問（4）（配点：20点）

かりに、Cの主張が認められず、CがAに絵画甲を返還すべきことに確定した場合、Cが支出した30万円の修理費をめぐって、AとCとの間にいかなる法律関係が生ずるか検討しなさい。また、CがAに絵画甲を返還した場合、BとCとの間にいかなる法律関係が生ずるか検討しなさい。

（解説） AC間では、196条の必要費・有益費の償還請求の問題となる。必要費ということであれば、当然に30万円の返還が請求でき、この償還請求債権を被担保債権として、CはAの返還請求に対して留置権を行使できる。

BC間では、売主の追奪担保責任の問題が生じ（561条）、買主は契約の解除をすることができる。但し、Cが所有権帰属につき悪意であるときは、損害賠償請求ができない。